

福祉民生常任委員会会議録

平成29年6月26日

北 見 市 議 会

午前10時00分 開 議

○(隅田委員長) ただいまから福祉民生常任委員会を開会いたします。

事務局より諸般の報告をいたさせます。

○(武田次長) ご報告を申し上げます。本日の出席委員数は7名、全員出席であります。

以上であります。

○(隅田委員長) 今定例会におきまして、私ども福祉民生常任委員会に付託されました議案の審査を行うわけではありますが、審査につきましては配付されておりますレジュメに従い、順次行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時00分 休 憩

午前10時00分 再 開

○(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

それではまず、保健福祉部所管の審査を行います。補足説明を求めます。

○(大栄部長) それでは、私から議案第1号、第2号の保健福祉部所管に係る補正予算並びに議案第6号の条例の一部改正について概要をご説明させていただきます。

初めに、補正予算の主な内容についてであります。一般会計では介護福祉課所管、地域密着型サービス施設整備事業に係る交付金返還金及び平成28年度保険料軽減に係る介護保険特別会計繰出金を、また介護保険特別会計では、平成28年度介護給付費確定による過年度精算金及び平成28年度出納閉鎖の結果生じた繰越金などを積み立てる介護給付費準備基金積立金を計上いたしました。

次に、議案第6号の条例の一部改正についてであります。国の基準省令に定められている主任介護支援専門員の定義が改正されたことに伴い、北見市地域包括支援センターの包括的支援事業に係る基準を定める条例の一部を改正するものであります。

私からは以上でございますが、詳細につきましてはそれぞれ担当課長並びに主幹から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○(鈴木課長) それでは、私から介護福祉課所管にかかわります補正予算につきまして補足説明させていただきます。

委員会資料2ページをお開きください。初めに、一般会計歳出についてですが、上段、民生費の高齢者福祉費では、地域密着型サービス施設整備事業交付金返還金として、補助事業によりスプリンクラー等を整備した事業主体の消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う国交付金の返還について、事業主体からの返還金を財源に計上したところであります。

また、下段の介護保険費では、介護保険特別会計繰出金として、平成28年度分の低所得者に対する公費による介護保険料軽減につきまして国、道、市の負担額が確定したことに伴い、国・道負担金の追加交付分を財源に計上いたしました。

なお、委員会資料1ページの歳入につきましては、2ページの歳出の財源として計上したものであります。

次に、介護保険特別会計の補正予算についてですが、資料4ページをお開きください。中段、歳出の諸支出金では、過年度精算金として、平成28年度の介護給付費、地域支援事業費が確定したことに伴い、国負担金、国・道及び支払基金交付金について償還金が生じたことから、前年度繰越金を財源に計上いたしました。

また、下段の基金積立金では、介護給付費準備基金積立金として、平成28年度の出納閉鎖の結果生じた介護給付費と地域支援事業費の確定に伴う支払基金交付金、道負担金、低所得者保険料軽減に係る一般会計繰入金及び繰越金を財源に計上いたしました。

なお、委員会資料3ページから4ページにかけての歳入につきましては、4ページの歳出の財源とし

て計上したものであります。

以上で私からの補足説明を終わらせていただきます。

○（長尾主幹） それでは、私から介護福祉課所管にかかわります北見市地域包括支援センターの包括的支援事業に係る基準を定める条例の一部改正につきまして補足説明させていただきます。

5ページをお開きください。本条例は、北見市が設置します地域包括支援センターの主任介護支援専門員等の専門職員の配置基準等を定めたものでございます。

1、改正理由であります。介護支援専門員の実務者研修等の研修については、厚生労働省通知である「介護支援専門員資質向上の実施について」に基づき北海道が実施していますが、このたび国の通知が一部改正となったことから、本条例について所要の改正を行うものでございます。

2、主な改正内容であります。ア、主任介護支援専門員についての改正では、主任介護支援専門員の定義は、改正前は主任介護支援専門員研修を修了した者でありましたが、改正後は主任介護支援専門員研修を修了した日から起算して5年以内ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者となるものでございます。

次に、イ、地域包括支援センターの人員配置基準に係る改正であります。改正前の内容につきましては、国からの例示に基づき定めたところでありますが、現在本市においては、地域包括支援センターが7カ所あり、全て社会福祉法人、医療法人等に運営を委託しており、事務組合もしくは広域連合等の直営事業所がないことから、本市の運営実態に即して削除するものであります。

3、施行期日につきましては、議決後において公布の日を予定しております。

なお、資料6ページと7ページに今回の条例改正に伴う新旧対照表を記載したところですが、説明させていただきますました主な改正のほか、文言等の整理

を行ったところでございます。

以上で私からの補足説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○（隅田委員長） 補足説明が了しましたので、保健福祉部を審査の対象といたします。

質疑のある方は発言願います。

○（菊池委員） 前段、介護保険にかかわる会計の精算とか剰余金の決算等についての内容なのですが、まず平成28年度ということで、介護保険特別会計剰余金等についての決算状況、積立金ですから、現状3年間の運営状況としてはどのような推移を想定されているかをお伺いしたいと思います。

それから、留辺蘂町でデイサービスが必要だということで、留辺蘂の担当の方、包括の方だったのでしょうか、来られて、そうなったと思っていたのだけれども、その返事が来るのが1週間、2週間ではなくて、1カ月、2カ月も置かれる状態だったという話を聞きました。聞き伝えですから、どういう事情かは余りわからないのですけれども、要は施設が足りないのではないかと懸念の声だったので、それで、今留辺蘂自治区といいますが我々一般的には高齢化率が高く、そんな中で介護の必要な人もそれに合わせて一定多いのではないかと思うのですけれども、そういう状況とサービスを受ける施設の状況というのが実態はどうなのだろうというのがその人の疑問でもあったのです。その点で今の高齢化率が高いのは知っているのですけれども、もしわかれば高齢化率の現状の数字と介護を受けてそういうふう認定される方がいますね。そういう度合い、そして施設の状況というのが概略でも説明いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○（鈴木課長） 菊池委員からのご質問のまず1点目でございますけれども、介護給付費準備基金にかかわる積立金になりますけれども、今第6期計画ということで、計画の最終年度ということでございますが、平成27年度につきましては基金の残高が1億2,000万円、また平成28年度につきましては2億

3,000万円ということでございます。これにつきましては、今新たに第7期の介護保険計画を策定している途中でございます。その第7期の計画の中で、施設整備及び介護給付費の伸びなどの分析やワークシートにより調査してまいりたいと考えてございます。

2点目の留辺蘂自治区における施設の関係でございますが、留辺蘂自治区につきましては今高齢化率が5月末現在で47.69%と。これは65歳以上の方の割合ということでございます。ただ、留辺蘂自治区におきましては特別養護老人ホーム、また養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護、デイサービスにつきましても2カ所という形で、施設につきましては今のところほかの自治区に比べましても充足されていると考えてございますが、これにつきましても第7期計画策定中でございますので、北見市内にある日常生活圏域、この中で北見市民がどこでもサービスが受けやすい状態にしたいということを目指して、この計画の中で調査研究し、来年の計画に結びつけていきたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

○（菊池委員） 過年度精算金とか積立金など、今の中身は留辺蘂自治区だけの話ではないものですから、ちょっと委員長にお願いですけれども、介護保険、特に留辺蘂の高齢化率が高いという状況があり、市民からの声もあったものですから、委員会としてできれば留辺蘂自治区の介護の状況を視察するとか、ちょっと意見交換する機会をつくっていただいではどうかと私思っているものですから、委員長にお願いをしておきたいと思いますが、どうでしょうか。

○（隅田委員長） 今菊池委員からお話がありましたけれども、資料も含めて出してもらって、その後またという形でやるのがいいのか、その辺も含めて協議させていただきたいと思います。

○（菊池委員） では、それは委員長にお願いして、質問です。

施設の状況とかあったのですけれども、デイサービスのご希望と現状の施設の状況というのはどんなふうな認識でしょうか。1点だけお願いします。

○（鈴木課長） 留辺蘂自治区のデイサービスでございますけれども、デイサービスにつきましては2カ所ございます。なおかつ小規模多機能居宅介護ということで、ショートステイ、デイサービス、ホームヘルパーと連携したサービスの事業所もございません。毎月介護福祉課といたしましては、あき情報というものをホームページで提供はさせていただいておりますが、居宅の場合なのですけれども、デイサービスについては全て満床ということではありません。ただ、特別養護老人ホームにつきましては、やはり待機者がいるという状況ではございますが、在宅で暮らしていただいている高齢者の皆様につきましては、デイサービスもほかの圏域と比べまして人口、また要介護認定率で換算いたしましても特別に少ないという状況では今ないと。ただ、これにつきましても、これから3年間の計画の中で十分検討してまいりたいと考えてございます。

○（隅田委員長） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（隅田委員長） なければ、以上で保健福祉部の審査を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時17分 休憩

午前10時18分 再開

○（隅田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保健福祉部及び留辺蘂総合支所所管の審査を行います。

補足説明を求めます。

○（飯塚支所長） それでは、議案第3号北見市はあとふるプラザ条例の一部改正につきましてご説明させていただきます。

北見市はあとふるプラザにつきましては、現在住

民センターとして位置づけされておりますが、留辺
薬自治区での高齢化率が高まる中、施設の福祉的な
利用が増加していることから、保健福祉部に所管が
えして条例の所要の改正を行うものです。

私からは以上ですが、詳細につきましては担当課
長から説明させていただきますので、よろしくお願
いいたします。

○（福浦課長） それでは、北見市はあとふるプラ
ザ条例の一部改正につきまして、委員会資料に基づ
きご説明させていただきます。

委員会資料1ページをごらんください。（1）、
改正理由についてですが、北見市はあとふるプラザ
は平成6年に旧留辺薬町の多目的複合施設として開
館し、平成18年の市町合併からは住民センターとし
ての位置づけとされておりますが、今般高齢者クラ
ブや福祉団体などの福祉的利用が多い施設の利用実
態及び今後の留辺薬自治区の福祉政策などを勘案
し、同施設を保健福祉部に所管がえするとともに、
福祉的機能に重点を置いた施設とするため、所要の
改正を行うものでございます。

（2）の主な改正内容についてですが、ア、施設
の設置目的の改正では、設置の目的を地域における
福祉活動及びコミュニティ活動の拠点として市民交
流を図るためとし、イ、利用範囲の改正では、利用
者について障がい者、介護者、高齢者等及びコミュ
ニティ活動等の利用の範囲を新たに新設しておりま
す。

（3）、施行日につきましては、平成30年4月1
日を予定しております。

なお、委員会資料2ページから4ページに今回の
条例改正に伴う新旧対照表を掲載したところですが、
主な改正のほか、開館時間及び休館日の変更、
その他文言等の整理を行ったところであります。

以上で私からの補足説明を終わらせていただきま
す。

○（隅田委員長） 補足説明が了しましたので、保
健福祉部及び留辺薬総合支所を審査の対象といたし

ます。

質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（隅田委員長） なければ、以上で保健福祉部及
び留辺薬総合支所の審査を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時21分 休 憩

午前10時22分 再 開

○（隅田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

以上で当委員会に付託されました議案の審査は全
部終了いたしました。

次に、討論の通告がありませんので、付託議案4
件を一括採決いたします。

お諮りいたします。本案はいずれも原案のとおり
可決すべきものと決することにご異議ございません
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○（隅田委員長） ご異議なしと認めます。

よって、本案はいずれも原案のとおり可決すべき
ものと決定いたしました。

次に、委員会報告の文案については、正副委員長
において作成の上、6月29日午前9時30分から委員
の皆様にお諮りしたいと思います。これにご異議ご
ざいせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○（隅田委員長） ご異議なしと認め、さよう決し
ました。

次に、所管部からの報告を受けてまいりたいと思
います。

なお、本日は各委員にご連絡しておりました案件
に加えまして、保健福祉部より国民健康保険料の軽
減判定誤りについて及び医療費助成事業における返
還金請求事務の遅滞についてが追加となっております
ので、よろしくお願いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時23分 休憩

午前10時24分 再開

○(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きません。

次に、市民環境部からの報告を議題といたします。理事者の説明を求めます。

○(佐野部長) 市民環境部から北見市火葬場整備基本方針についてご報告させていただきます。

現在市内に設置されております3つの火葬場、やすらぎ苑、常呂町斎場、留辺薬町葬斎場の今後の施設整備のあり方を検討すべく、昨年7月に北見市火葬場整備基本方針検討委員会を設置し、検討いただいたところであります。

検討委員会では、3つの火葬場の現地視察を初め、住民懇談会や市民アンケート調査の内容をもとに8回の会議が行われ、本年2月に今後の北見市の火葬場整備に関する基本方針の提言をいただきました。その提言をもとに北見市火葬場整備基本方針を策定いたしましたので、ご報告させていただきます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○(坂下課長) それでは、私から委員会資料に基づき、北見市火葬場整備基本方針についてご説明させていただきます。

なお、別冊資料として北見市火葬場整備基本方針に関する提言書を配付させていただいております。

委員会資料1ページをごらんください。まず初めに、火葬場整備基本方針を策定するに至った背景につきましては、合併前の旧市町に設置された3つの火葬場があり、市民が身近な施設で火葬を行うことが可能となっておりますが、各施設の老朽化及び少子・高齢化による人口減少並びに今後見込まれる火葬件数の増加に対応すべく、3つの火葬場をどのように整備、運営していくべきか、将来の北見市の状況を見据えつつ、今後の施設整備のあり方を検討することが求められております。

次に、2、施設の現況と課題ですが、やすらぎ苑につきましては、機能上で問題になるほどの劣化は見られない状況にあります。現在、通常対応できる火葬件数は1日6件であります。予約制で1日最大10件までは受け入れが可能です。しかしながら、今後火葬件数の増加が見込まれる中で、ご遺族の希望する日時での火葬ができなくなる場合が予想されます。また、現施設での収骨室が2室、控室が6室であることから、同じ時間帯での火葬は2件に限られ、故人との最後のお別れや収骨等に十分な時間を確保できない場合が予想されることから、収骨室や控室の増設についても検討課題となっております。

次に、常呂町斎場につきまして、屋根の漏水につきましては平成23年度の改修工事によって改善したものの、外壁のひび割れや軒先のコンクリート剥落など、深刻な劣化が随所に見られております。

次に、留辺薬町葬斎場につきましては、良好な状態で保たれており、維持管理をしっかり行うことにより長く使用することができる状況であります。

次に、資料2ページ及び3ページをごらんください。3、利用予測の(1)火葬利用件数の推計についてでございます。北見市全体の火葬利用件数の推計では、18年後の2035年からの5年間に最大時期を迎え、年平均利用件数は1,946件と推計され、2015年から5年間の1,600件と比較して約122%の利用件数が見込まれたところです。一方、常呂自治区及び留辺薬自治区では2015年からの5年間で最大となり、以降は減少傾向となると予測されたところでございます。

次に、資料4ページをごらんください。(2)現況と将来必要となる炉数の比較につきましては、常呂町斎場と留辺薬町葬斎場につきましては、現状の2基の火葬炉で将来も対応可能であり、やすらぎ苑につきましては、死亡者数の増加に伴い、将来は最大9基の火葬炉が必要となり、火葬炉の増設等が必

要であるとされ、現在予備炉なしで対応しているやすらぎ苑の状況については、早急な対応が求められたところでございます。

次に、資料5ページをごらんください。4、北見市火葬場整備基本方針に関する提言に至るまでの経過でございます。(1)北見市火葬場整備基本方針検討委員会による検討につきましては、各自治区のまちづくり協議会や自治会などの市民団体の代表者や学識経験者など17名で構成される北見市火葬場整備基本方針検討委員会を平成28年7月21日に立ち上げ、北見市火葬場整備計画に係る基礎資料作成業務委託報告書の検証を初め、北見市内の3つの火葬場の現地視察を行うとともに、近年改築された近隣市町の火葬場についても視察を行いました。また、市内9カ所で開催されました住民懇談会での意見や市民4,000人を対象とした市民アンケートの内容をもとに8回の会議を重ね、平成29年2月8日に、別紙提言書のとおり、今後の北見市の火葬場整備に関する基本方針として提言がまとめられました。

なお、長期的な視野に立ち、施設整備のあり方を検討する上での基礎資料として作成しました火葬場整備計画に係る基礎資料作成業務委託報告書につきましては、平成27年7月6日開催の本委員会で報告させていただいております。

(2)市民アンケート調査の実施につきましては、20歳以上の市民4,000人を対象に郵送し、1,709人から回答をいただき、回答率は42.7%でございました。

主な調査結果につきましては、どのような施設整備が必要だと考えますかという設問には、現行の3施設を維持するが全体の63.5%でしたが、常呂自治区では82.5%、留辺蘂自治区では74.5%でした。また、施設の統廃合を検討し、1カ所にすべきが全体の18%でした。

葬儀を行った会場につきましては、民間葬祭ホールでの実施が北見自治区79.5%、端野自治区が58%に対し、常呂自治区ではお寺、教会などが42.1%、住民センターなどの地域会館が39.5%でした。また、

留辺蘂自治区では住民センターなどの地域会館が56.8%でした。

施設整備に係る経費につきましては、次世代に負担をかけないように費用の抑制を図るべきが全体の74.4%でした。

次に、資料6ページをごらんください。(3)住民懇談会の実施につきましては、表に記載のとおり9会場で91名の参加をいただきました。

住民懇談会での主な意見ですが、施設の存続については、統合した場合、行政コストは減るかもしれないが、廃止になる自治区では市民に負担がかかることになるので、簡単に統合と言えないという意見や、火葬場を統合した場合、行政面積が広いため、移動時間の負担が大変重いので、他市町村が火葬場を統合する場合と一緒に考えるべきではないとの意見がありました。一方、3施設を維持するということは統合と比べて年間の維持費が相当違うので、市の全体経費を考えなくてはならないという意見もございました。

次に、施設の建てかえ時期や規模、費用、運用についてですが、将来参列者が少なくなるかもしれない、そのときに控室も必要なくなるかもしれない、立派な火葬場を建てたとしても稼働が少なければ意味がないという意見もございました。

次に、近隣自治体との協力体制についてですが、これから人口が減っていくので、近隣自治体との広域連携ということも考えていくべきという意見や、広域で協定を結び、同じ火葬場使用料で使えることも考えられる、広域でお互いの施設を有効に使い、施設をふやさなくて済むという考え方もあるという意見などをいただきました。

(4)火葬場の運営と整備に関する道内合併市町ほか調査の実施につきましては、平成13年以降に合併した北海道内8市13町及び北見市に隣接する1市3町1事務組合を対象に、火葬場の運営と整備に関する調査を書面により実施いたしました。

次に、資料7ページをごらんください。主な調査

結果といたしましては、合併協議における火葬場整備に関しましては、大半の市町村が現行のまま引き継がれ、今後の整備方針につきましては、大半の市町村が現行施設で対応可能であるということがわかりました。

5、北見市火葬場整備基本方針に関する提言の概要につきましては、別冊資料として配付させていただきました提言書の概要でございます。(1)現在の施設の維持管理についての提言でございます。内容につきましては、市内の3カ所の火葬場は適切な維持管理に努め、必要な修繕を行い、長寿命化を図るべきものとする。しかしながら、常呂町斎場は老朽化が進み、施設の修繕に多くの費用が費やされる可能性があり、今後の費用負担と施設更新による費用の比較検討も考慮すべきとする。

(2)今後の施設整備についての提言でございます。内容としましては、施設の存続の判断については検討委員会で議論された意見を検討し、整備基本方針について判断すべきものとする。

、基礎資料に記載された火葬件数の予測や必要施設の規模については、火葬件数の予測の再精査と必要施設の規模を再検討すべきであるとする。また、やすらぎ苑の別館建設は慎重に検討すべきであるとする。

、施設の建てかえ時期や施設の規模、費用、施設の運営については、(ア)現施設の状況と再精査した火葬予測をもとに建てかえ時期を検討し、利用する市民の意向に十分配慮しつつ、施設の規模や機能についても十分検討を行うべきとする。

(イ)建設費用につきましては、施設のメンテナンス費用やランニングコストの縮減を考慮した設計になるよう十分検討を行うべきとする。

(ウ)施設の運営については、故人との最後のお別れの場にふさわしい厳粛な運営を継続するとともに、サービスの向上や費用の縮減に努めるよう研究、検討すべきとする。

次に、資料8ページをごらんください。(3)近

隣自治体との協力体制の確立についての提言でございます。近隣自治体との施設の共同利用、広域連携により建設費用、運営費用及び稼働率の平均化が図られ、利用しやすい低コストでの運営が望めると考える。また、広域連携によって葬儀場により近い火葬場を利用することで、セレモニーの時間ロスを少なくすることも考えられる。施設の建設は、火葬件数の予測をもとに適正な施設の規模を十分検討するとともに、建設後の維持管理費用の縮減も十分考慮することにより建設費用及び維持管理費用を圧縮することができ、施設トラブルによる事故に対応するためにも早急な協力体制の確立が望まれる。以上が提言の概要でございます。

次に、6、北見市火葬場整備に係る基本方針につきましては、今ご説明させていただきました北見市火葬場整備基本方針に関する提言書を尊重し、北見市公共施設マネジメント基本計画に基づき、次の3つを北見市火葬場整備基本方針とします。

基本方針の1つ目として、現行の3施設は適切な維持管理に努め、必要な修繕を行うとともに、長寿命化を図ってまいります。

2つ目として、火葬件数の予測の再精査を行い、利用する市民の意向に十分配慮しつつ、現施設の耐用年数を想定し、必要施設の規模や機能について比較検討します。

3つ目として、故人との最後のお別れの場にふさわしい厳粛な運営を継続するとともに、他市町村の事例を参考に利用しやすい運営のあり方について調査研究します。

次に、(2)各施設整備における検討事項についてですが、やすらぎ苑につきましては、火葬件数の将来推計については、国の将来人口の予想や高齢者の転出等の状況の把握を行い、火葬件数の将来推計を再精査し、収骨室や控室の増設を行う大規模改修と別館建設について比較検討を進めます。

次に、資料9ページをごらんください。、常呂町斎場につきましては、現施設のまま火葬業務を行

う場合の修繕予定費用と施設を更新する場合の費用を比較します。施設更新費用は、道内自治体の建設費用も参考とし、施設のメンテナンス費用等の縮減も考慮した設計についても検討を進めます。

、留辺薬町葬斎場につきましては、建物自体は良好な状態が保たれていることから、維持管理をしっかり行い、長寿命化を図るための修繕計画の検討を進めます。

次に、(3)各施設における事業費の比較ですが、公共施設マネジメント基本計画では、非木造建物の標準的な耐用年数は60年とされておりますが、業務委託報告書に合わせて耐用年数50年と想定し、算出しております。常呂町斎場及び留辺薬町葬斎場の設備更新費用は、これまでの設備更新の実績や現況の施設の状況を考慮した中で、今後見込まれる各種の火葬設備の更新費用であります。また、やすらぎ苑につきましては、別館を建設する場合と増築する場合の比較となっております。別館を建設する場合は、将来必要となる火葬炉が9炉であることから、施設規模としましては3炉を備えた別館になります。増築する場合には、収骨室1室、控室3室を増設し、同じ時間帯に3炉稼働することにより、増加する火葬件数に対応可能となります。しかしながら、現在のやすらぎ苑を解体する際には、当然増築部分についても一緒に解体することになります。

次に、10ページをごらんください。(4)3施設存続における事業スケジュールの想定でございます。現行施設の耐用年数を50年と想定した場合の今後の施設整備についてのスケジュールをイメージ化したものでございます。今後は現行施設の長寿命化を図ることを目的に維持補修計画を策定するとともに、再精査後の火葬予測をもとに必要な施設の規模、費用等について検討を進めてまいります。

私からは以上でございます。

○(隅田委員長) 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

○(菊池委員) 私も2回ほどそういう話し合いの

場に出ました。1回は東相内、もう1回は常呂だったと思いますけれども、市の方針がこうしたいという方針ではなかったので、意外と冷静な話し合いがされていたという認識ですが、今のご説明というか、これまで出てきた資料でも、北見市の火葬利用の件数が現状よりも300件から400件ふえるということですから、大体の平均というのが1日につき1人ないし2人ぐらいの増加が見込まれるということ、平均で考えればそういうことかと思えます。

それで、今の報告ですと3カ所の施設を使いながら状況を見ていこうということだと思えるのですけれども、一番私が感じるのは、例えば最近でいえば家族葬というのがふえておりまして、そうなりますと若干火葬の時間というのが多少の融通はきくのかなということも感じます。その辺の見通しというか、考え方について、どんなふうな議論があったのか。

それから、同じく利用件数がふえる北見の施設、やすらぎ苑の増改築なのか、新設なのかというのを最後に検討しようということで資料に載っていますけれども、増築で終わるのであれば、そのあたり新施設と増施設の差のところはどういうふうに違うのかというのがちょっとわかりにくいので、説明をいただきたいと思えます。

以上2点です。

○(鈴木委員) 資料を見させていただきましたら、常呂町の斎場、私もこれ一、二度行ってきましたけれども、やはり老朽化が進んでいると感じ取ってきました。これを例えば修繕するという形になれば、どの程度見込んでいるのか、どの程度まで修繕しようとしているのかをお聞きしたい。

それから、北見でいえば、やすらぎ苑は9基の火葬炉が必要ということが問題になってくるわけですが、将来的には不足するのだらうと思えますけれども、広域連携という話がこの中で何回か出てきます。例えば、広域連携で北見では足りないから、留辺薬にお願いするとか、こういった場合にも広域連携と言っているのかどうか分からないのですけれ

ども、例えば訓子府とかというのは広域連携の最たるものになるのだらうと思うのですけれども、こういった場合に相手の町からこういった回答または手応えを得られているのか。それから、こういった場合の個人の負担と市の負担というのはどのぐらい見なければならぬのかということ。私もこの耐用年数というのはちょっとよくわからないのですけれども、常呂、留辺蘂、やすらぎ苑、別館は別にしましても、耐用年数について今どのぐらい経過しているものなのか、わかればお教えいただきたいと考えます。

以上です。

○（飯田委員） 今火葬場の3施設の事業スケジュールを説明いただいて、使えるものは当面使ってやっていくという方向はわかりました。それで、提言書あたりにも出ていますけれども、鈴木委員とも重複しますが、近隣の自治体と広域連携することになってくると、このスケジュールの中にも入ってはいないのですが、こういった形で検討していくのか。例えば、先ほど言ったように留辺蘂だと近い自治体といたら訓子府町、置戸町と考えられますし、常呂でしたら網走市とかオホーツク沿岸とか、先ほど言ったように葬儀のときはやはり時間の関係もあるため、広域といってもある程度限られたところのエリアになると思うので、理事者として、例えば近隣の自治体と協力体制を考えるといったときに、これからの課題になるのだらうけれども、大体距離的とか時間的にどの辺までを想定しているのか、もし考えがあればお伺いしたいと思います。

それと、先ほど言ったように近隣自治体との広域連携、これはスケジュールにはないのだけれども、この辺どういった形で検討していくのかお伺いします。

○（隅田委員長） 暫時休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前10時53分 再開

○（隅田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の答弁を求めます。

○（梅田係長） まず、私のほうから菊池委員から質問のありました最近の葬儀の形式としての家族葬のことにに関してですけれども、家族葬ということで小規模ながら普通どおり葬儀をするということの中で、火葬する時間帯については融通がきくということでの認識は私どもも持っておりません。というのは、家族葬といっても通常の葬儀をしますので、お寺ですとか葬祭場との関係もありまして、実際に出棺するのが希望では11時出棺ですとか、遅くとも12時出棺で、その日のうちに取り越し法要を挙げるという、そういった葬儀の形式をとっておりますので、やすらぎ苑については9時から16時まで稼働しておりますけれども、実際に火葬を希望する時間帯については12時半、1時ぐらいというのが通常でございます。ですから、家族葬といっても火葬する時間の融通がきくという、そういうような感じは受けていないというのが実情でございます。

次に、火葬場の耐用年数の関係でご質問をいただいております。3つの火葬場、それぞれやすらぎ苑が平成元年、そして常呂町斎場が昭和54年、留辺蘂町斎場が昭和60年に建築されておりまして、年数はやすらぎ苑でいえば28年経過しておりますし、あと基本的な資料といたしましては、耐用年数は50年ということの中での考えは持っておりますけれども、公共施設マネジメントの考えでは非木造については60年というモデルケースがあります。ただ、火葬場というのは、施設だけではなくて中の火葬炉そのものの機能も維持しなくてはならないということの中で、火葬場の機能を維持するためには、やはり50年を一応一つの目安として今回はいろいろと資料を作成したところでございます。

私からは以上でございます。

○（坂下課長） 菊池委員からの増築の案と別館の案の比較の部分だったのですけれども、資料9ペー

ジに各施設の事業費比較ということで記載させていただいております。 の別館案というところのやすらぎ苑の別館のところなのですけれども、この部分が新たに別館を建設した場合の費用ということになっております。これにつきましては、3炉備えた火葬場ということで、場所的には今のやすらぎ苑の敷地内を考えております。

続きまして、その下の増築案なのですけれども、やすらぎ苑の増築の部分を見ていただきたいのですけれども、こちら控室3室、収骨室1室ということで、この部分につきましては、予定では2022年と記載しておりますけれども、それを増築するのに1億2,500万円が建設費用ということになります。その下の新施設ということで記載しております事業費、建物が14億8,900万1,000円なのですけれども、こちらにつきましては9炉を必要とする建物として新たに新築しなければならないという状況になります。2039年の状況では、まだ火葬件数が最大期のため、9炉の火葬炉を備えたものを新たに建てなければならないということになります。ちょっと戻っていただいて、1番の別館案の新設のところにつきましては、別館で3炉分を建てておりますので、2039年には6炉のものを新しく建てるということになります。

私からは以上です。

○(井上次長) 私からは、鈴木委員と飯田委員からいただきました近隣自治体との連携・協力体制についてというご質問ですが、今回の提言書の中では近隣自治体との広域連携体制についての提言をいただいたところでございます。この広域連携につきましては、今後施設整備を図る中では選択肢の一つとして考えられますけれども、現在相手方の市町村のこともありますので、どの町ということまではまだ検討していない状況でございます。考えられる自治体としましては、先ほど飯田委員からありましたように、近隣の置戸町、訓子府町だとかというところが当然想定されると思います。

広域連携になった場合の市等の負担につきましても協議はこれからということですので、市の負担、それから使用料等の負担については、これから検討していくという状況です。

また、距離的にどの程度というご質問ですけれども、先ほど言ったように、あくまでも近隣自治体ということの中で想定をしております、これについても今後協議していくというところでございます。

私からは以上です。

○(坂下課長) 常呂町斎場の修繕の計画ということなのですけれども、まず耐用年数に大きく影響する躯体の部分をしっかり現況調査させていただきまして、その調査結果をもとに修繕を行っていくということで考えております。今具体的にどの部分をどう直すということを申し上げられないのは申しわけなのですけれども、まずは現況調査をしっかり行い、適切に対応していくということで考えております。

私からは以上です。

○(鈴木委員) 常呂町斎場の関係でありますけれども、一昨年でしたか、炉を積みかえたと思うのですけれども、そういった中心になる部分、そういったところの修繕というのは、これは当然していかなければならないのですけれども、建物に入ってみますと、やはり天井が地団状になっていたり、照明が暗かったり、いろいろな形の中で遺族に与える影響というのははかり知れないものがあるのだらうと思います。少なくともペンキの塗りかえですとか、その程度でも早急にやったほうがいいと思います。これは意見にしておきますけれども、よろしく願いいたします。

○(菊池委員) 3施設を維持していくという方向については、現段階では統合とかは考えないで、これで見ますと、例えば常呂町斎場は2029年までは維持すると、留辺薬町葬祭場も2035年までは維持することになりますので、北見のやすらぎ苑が2039年ですから、これから何年後でしょうか。20年

ぐらい先ですか。そういう時期において、この3施設の扱いや先ほど出ました広域の扱いを検討していくというふうな結論と受けとめていいのでしょうか。

それから、いずれにしても北見の火葬が増加すると言われる状況においては、2039年ごろにはいずれかの方法をとろうと、増築の部分はもっと早いのですけれども、そういう見通しだというふうな結論というか、そんなふうなことなのか、少し補足答弁をお願いしたいと思います。

○(佐野部長) 菊池委員から今常呂、留辺蘂は当面使われるということと、やすらぎ苑の増築または新築についてのご質問をいただきました。やすらぎ苑については、こちらで示しているとおり、平成32年、間もなく現状の炉では足りない時期がやってまいります。それにつきましては、増築もしくは別館という形で対応していきたいと考えているところでございますけれども、その増築と別館対応につきましても個別の計画とともに他留辺蘂、常呂のあり方と並行的に全体を含めた中で、どのように増築していくべきなのか、それらを網羅した中で増築していくべきなのかも含めた中で考えていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○(隅田委員長) ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(隅田委員長) なければ、以上で市民環境部からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時05分 再開

○(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保健福祉部からの報告3件を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○(大栄部長) 補足説明の前に追加の案件報告についてですが、国民健康保険料の軽減判定の誤り、

医療費助成事業の返還金請求事務の遅滞が判明いたしました。このことにより、対象の方を初め市民の皆様には大変なご迷惑をおかけすることとなってしまいました。心より深くおわび申し上げる次第であります。大変申しわけございませんでした。

それでは、私から保健福祉部が所管いたします報告事項の概要についてご説明させていただきます。初めに、本年2月22日から5月31日まで申請受け付けを行ってまいりました経済対策臨時福祉給付金の申請及び支給実績につきましてご報告させていただきます。

次に、追加資料の国民健康保険料の軽減判定につきまして、算定システム的设计不備により、一部の方の保険料応益割の軽減判定が誤って行われている場合があることが判明いたしました。

また、医療費助成事業における返還金請求の遅滞についてであります。医療費助成を受けられている方のうち、保険者からの高額療養費及び独立行政法人日本スポーツ振興センターからの災害共済給付金の支給を受けられた方に対して本来行うべき助成金返還の請求事務の遅滞が判明しております。対象の方へは親切丁寧に説明し、ご理解いただくよう努め、今後このようなことのないよう、チェック体制の強化など再発防止に取り組んでまいります。

詳細につきましては、担当課長より説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○(池田課長) 私から臨時福祉給付金につきまして、委員会資料に基づき説明させていただきます。

委員会資料1ページをごらんください。(1)臨時福祉給付金経済対策分の受付結果についてであります。経済対策分については、平成26年4月の消費税率引き上げによる低所得者への影響を緩和する措置として、申請に基づき対象者へ給付金を支給するもので、本年2月の当委員会において説明させていただきました。2月から5月までにおいて、まちきた大通ビルを初め各総合支所及び支所・出張所の窓口並びに郵送での申請受付を行ってきたところであります。

す。本日は、その受付結果についてご報告させていただきます。

、支給対象者等でありましたが、平成28年1月1日を基準日とし、北見市に住民登録があり、平成28年度の市民税が非課税の方など、対象者を約2万5,000人と見込み、対象者1人につき1万5,000円を支給したところであります。

次に、申請受付及び支給時期等でありましたが、対象と思われる方に対し申請書を送付し、本年2月22日から5月31日までの約3カ月間において、まちきた大通ビル等の窓口及び郵送による申請受付を行い、対象者には3月末より順次支給を行いました。

、周知方法でありましたが、対象と思われる方への申請書の送付を初め、広報きたみや市のホームページへの掲載、報道機関等の協力をいただきながら周知を行ったほか、施設入所者の代理申請については老人福祉施設等に協力をいただいたところです。

、申請結果でありましたが、申請者数としては2万2,205人で、支給決定者数は2万2,076人であり、支給金額としましては3億3,114万円となったところです。

以上で私からの補足説明を終わらせていただきます。

○(佐野課長) 続きまして、私から国民健康保険料の軽減判定誤りについて及び医療費助成事業における返還金請求事務の遅滞についてご説明申し上げます。

追加の委員会資料1ページをごらんください。初めに、国民健康保険料の軽減判定誤りについて、(1)概要でありましたが、このたび国民健康保険料算定システムの設計に不備があり、被保険者の一部の方について保険料の応益割の軽減判定、所得等に応じて7割、5割、2割を軽減するものでありますが、この軽減判定に誤りが生じ、本来納付すべき額と異なる保険料を賦課している場合があることが判明いたしました。これは、昨年12月、厚生労働省が後期高齢者医療制度のシステム設計不備による保険

料の軽減判定誤りについて公表したことを受け、市が国民健康保険料算定システムについて確認をしたところ、同様の事象があることが判明したものであります。

(2)原因といたしましては、保険料の軽減を判定する際の所得の計算に当たり、青色申告による純損失の繰越控除を行う場合、本来であれば国民健康保険料の軽減判定用に算出した繰越損失額、青色事業専従者給与を控除せずに計算するものでございますが、これを用いるべきところを確定申告の繰越損失額をそのまま用いたことにより、算定誤りが発生したものであります。

このことにより影響を受ける被保険者ですが、(3)の、に記載の条件に合致する国保の世帯主の方で、対象者数と影響額は(4)に記載しておりますが、保険料が減額となり、還付が生じる方は、地方税法の規定に準じ、平成24年度から平成28年度までの5年分を対象とし、21人、金額で178万8,000円、一方、保険料が増額となり、追加徴収となる場合は、国民健康保険法において遡及期間は2年とされており、平成27年度、平成28年度分が対象となり、5人、金額で28万9,600円となっております。

(5)対象となる方への対応でありましたが、対象となる保険料について更正・賦課を行い、対象となる方には今回の事案の内容を個別にご説明し、ご理解いただいた上で、更正通知書をお送りするよう事務を進めております。

なお、今回の軽減判定誤りの事案につきましては、システムの設計段階での誤りによるものでありますが、市といたしましては、今後におきましても法令の解釈確認を徹底し、被保険者の所得を適正に把握し、保険料の計算を行ってまいります。

次に、医療費助成事業における返還金請求事務の遅滞についてご説明申し上げます。資料2ページになります。(1)今回判明した事案の概要ですが、市では重度心身障がい者、ひとり親家庭等、子供、

それぞれの医療費助成事業において、医療保険の保険診療分の自己負担額の一部を助成しておりますが、助成金を市から医療機関に直接お支払いする現物給付というシステムの場合、後に高額療養費や他の給付金の支給が発生した際には、既に助成している額のうち、高額療養費や他の給付金と重複する額を返還していただくこととなります。

具体的には3ページの図でご説明いたします。上段の図、高額療養費の請求、支払いの流れであります。ここでは住民税課税世帯の受給者を例としております。医療費助成受給者は、受給者証を提示し、医療機関を受診した際、図の の部分ですが、本来は保険診療の自己負担が3割ですが、このうち1割を自己負担額として医療機関の窓口で支払います。

次に、 の流れですが、医療機関は自己負担分の残り2割分を市の医療費助成に請求し、市は助成金として支払います。また、保険診療分の7割は保険者から医療機関に支払われ、これで医療機関は10割の医療費を受け取るようになります。ここで保険診療分の自己負担額が限度額を超えた場合、高額療養費が発生いたしますが、医療費助成の受給者については高額療養費相当額を市が助成金として負担しておりますことから、この部分については、 のところになりますが、受給者から代理受領の委任を受けまして、次、 のところですが、市が保険者から高額療養費を直接受領しております。しかしながら、一部の保険者の取り扱い、あるいは市からの請求時期の差によりまして、高額療養費が直接受給者であります被保険者に支給されるケースがあります。図の青い点線で示した流れであります。この場合、 で保険者から支給額等の通知を受けた後、 の赤線の部分ですが、受給者である被保険者に対し、高額療養費支給相当額の医療費助成金を返還いただくよう請求をすることとしております。

また、保育園、幼稚園、学校の管理下で負傷した場合は、独立行政法人日本スポーツ振興センターか

ら医療費自己負担相当額の災害給付金が給付されることから、医療費助成の対象とならないため、受給者の方には受給者証を使用しないよう周知しているところでありますが、何らかの事情で受給者証を使用して受診してしまった場合につきましては、3ページ下段の図がその場合の事務の流れであります。先ほどの高額療養費の場合と同様、右下にあります、スポーツ振興センターから受給者に対し給付金が給付された旨の通知を教育委員会から受け取ります。これが のところになりますけれども、通知を受けた後、 の赤線の部分ですが、 で支払っております医療費助成金を返還いただくよう請求することとしております。

このように返還金請求事務を行うこととなっておりますが、このたび、この図の赤線でお示している事務、受給者の方に対する返還金請求事務の一部が行われていないことが判明いたしました。

資料2ページにお戻りください。判明した経緯といたしましては、本年4月の人事異動に伴い、事務担当者が変更となり、新担当者がこれらの返還金請求事務を行うため、前月までの書類を確認しようとしたところ、高額療養費の返還金請求事務は平成25年度から平成28年度までの4年間、スポーツ振興センター給付金に係る返還金につきましては平成27年度、平成28年度の2年間にわたり、事務の一部が行われていないことを発見し、上司である係長に報告があったものであります。

対象となる方の人数及び金額であります。高額療養費に係る医療費助成返還金は4年分で35人の方、金額は約600万円と記載しておりますが、現時点でまだ保険者に金額を確認中のものが数件ありますことから、金額は若干ふえるものと考えております。

また、スポーツ振興センター給付金に係る返還金は2年間分で67人、153万7,903円でございます。

資料4ページをごらん願います。(2)原因についてであります。今回このような事態に至ったのは、当時の担当者が前任者より事務引き継ぎを受け

たものの、業務多忙等を理由に当該請求事務が滞り、処理できない状況にありながら、上司、同僚に相談することなく、事務処理を行わずにいたことによるものであります。記載のとおり、当該事務を担当者1人に任せきりとなり、同僚及び上司が管理簿を確認するなどのチェック体制が不十分であったこと。所管系の業務が繁忙を来し、日常の業務に追われ、当該業務への意識が希薄となっていたこと。管理職及び係長の業務、制度に対する認識が不十分であったこと。上司を交えた事務引き継ぎが行われていなかったこと。上司と部下の間で報告、連絡、相談が十分にされていなかったこと。担当職員の業務に対する認識と公務員としての自覚が不十分であったことなどが原因であったものと考えております。

次に、(3) これら原因を踏まえての再発防止策であります。対象者の抽出、事務進捗状況などを一括管理できるリストを整備し、係長、課長を含めた複数職員によるチェックを行う体制とする。係内の事務分担を定期的に変更し、複数の職員が各業務を習得できるようにする。繁忙期には、課内の機動的対応により係間の業務量の平準化を図る。担当職員の事務引き継ぎは、係長である上司を交えて行う。定期的な職場内ミーティングを行い、事務処理上、疑問に思うことなどを話し合えるような職場環境を維持するとともに、情報を共有し、自己判断による対応を行わないようにする。職員が危機管理意識を持って業務に臨めるよう、日ごろから職場内研修を行うなどの方策をとってまいります。

次に、(4) 該当する受給者の方への対応であります。この後、保健福祉部職員が対象の方々を戸別に訪問いたしまして、医療費助成などの制度及び今回の経緯についてご説明、おわびをし、助成金の返還についてご理解いただけるようお願いをしております。なお、返還に当たりましては、一括でのお支払いが難しい場合などもあるかと存じますので、分割でのお支払いなど、納付

方法についても個別にご相談してまいりたいと考えております。

今回このような事態を招いてしまい、市民の皆様に多大なご迷惑をおかけしたことにつきまして、改めておわび申し上げます。大変申しわけございませんでした。今後におきましては、今回のような事務の遅滞がないよう、職員一同慎重に事務遂行に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○(隅田委員長) 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

○(鈴木委員) 返還金の遅滞についてでありますけれども、再発防止はいろいろとここに書かれております。このことは、最低限必要なのだろうと考えます。ただ、原因が、まず業務多忙というのはどういう意味合いなのか、それも教えていただきたい。時間外勤務をしながらも業務多忙になっているのかどうか、時間外勤務がなく定時で帰っているのかどうか、お聞きします。

また、番目の、普通どこでも行われている上司を交えた事務引き継ぎ、これはどこの企業でも、民間の会社でも必ず行われなければならないことでありまして、これが行われていなかったということについて、ほかのところの引き継ぎ等もされているのか、教えてください。

そして、平成25年から平成28年という形になっていきますけれども、平成25年にこの職員がここに入って、そこから請求されていなかったのか。平成28年分までということは、ことしの3月に異動になってという意味合いなのか、そこも教えてください。

それから、対象者は35人で、まだ保険者に確認中のものがあるとありますけれども、600万円、単純に割ったら17万円、1人17万1,000円ぐらいですが、これは人によって高いのもあれば低いのもあるのでしょうか、返還してもらった最高金額はどのぐらいになるのか、そこも教えてください。

以上です。

○（菊池委員） 報告のあった順番で聞きますと、臨時給付金が申請率88.82%ですけれども、この88.82%というのは約2万5,000人に対する申請数というふうに見たほうがいいのだと思うのですけれども、そういうことなのでしょう。

それで、相当高いというふうにも思いますが、88%ということは、まだ10%以上の方が、もし可能性があったら受け取っていないというふうに理解すべきなのか、それとも当初の対象者数の概算が相当多くて、88.82%というのは実は受け取るべき可能性を持った人のほとんどが受け取っていると見るべきなのか、その辺どんなふうにお考えか、お聞きします。

それから、国民健康保険のシステム問題ですけれども、これ遡及期間が還付は5年ですか、それから追加徴収が2年となっていますけれども、これについてですが、実際に平成24年にこの問題が、プログラムの使用を始めて5年間ということなのか、それとももっと以前から本来還付すべきとか徴収すべき人からもらっていない、そういう運用だったのかということ。そういう点から見ますと、このシステムを標準として採用してきたのか、それとも北見市独自でシステムの内容を理解して、それを業者に発注して、納品いただいてきたということになるのか。そういう点では、もし、どこか行政的に勧めのあったプログラムを使用してきたとすれば、実際7割、5割、2割の国保の低所得者の法定軽減を判断する中で内容ではないですか。非常に高額な負担を求めている中で、こういうことが発生していたとすれば、本人にとっては、平成24年以前であっても、返してくださいと言えない内容ではないですか。そういうふうにと考えると、本来還付を受けるべき人、それから追徴も含めてですけれども、もう少し相手方に対応する方法はないのか。行政的には5年ですからというふうになるのですけれども、もしそういう考え方があれば、システムそのものに対するクレームと損害補償だって求めてもいいのではない

か。そういうことさえ感じる取り扱いの内容だと。それは、以前に、別の事業ですけれども、後期高齢者の中で国の責任なのか、どこの責任なのかかわからないけれども、国がそういう発表をしたわけですね。そうすると、これは単に地方自治体の誤りなのか、国として指導、その内容を決定したことを十分に通知できなかったのか、そこまでさかのぼるのではないかとさえ思う内容です。その辺どんなふうにお考えか、お聞きします。

それから、鈴木委員からもありましたけれども、ある人が言っていました。市から100円返還すると通知が来たと。それによって申請書を出してください。そして、今度100円を金融機関に振り込んで、本人に渡るようにすると。これ100円以上かかっているのではないですか。こんなことをする必要あるのですかということも、いわゆる公務の中ではやらざるを得ないわけですね。そういうある意味無駄と思えることも黙々とやはり処理していただくというのが、先ほどちょっと書いてありましたけれども、公務員としての認識と言うべきなのかと私には感じます。そういう点では、非常に忍耐力の要る作業ではありますけれども、やはりここはそれぞれ事務に当たる方の認識というのを醸成していったほしいと強く思いました。

それで、この医療機関に支払う、そしてお金がこういうふうに戻って、本人に渡るというふうなことなのですけれども、できればこのシステム、この仕組みを改善することを求めたらいいのではないかと思います。例えば、日本スポーツ振興センターですけれども、国保医療課と教育委員会が横並びにいます。これは、どちらも北見市ですね。本人に直接振興センターからお金が支払われるようになっていますけれども、これを教育委員会から通知のこの方向、6番がありますが、一体化して、ここに一回お金を入れていただいて、余り複雑にすると面倒なことですけれども、本人が1割を負担したのか、それとも保険を使わないで負担をしたのかは、国保医療

課で確認すればできることですから、それで振興センターからの返還金は、北見市から児童生徒の親のところに渡っていくという流れを構築すれば、発生する間違いはなくなるのではないかと。それから、これは難しいことと聞きましたけれども、医療の保険者から本人にお金が渡りますけれども、これも北見市を通じてできる方法というのはないのか。そんなようなことも含めて、もしそういうふうになっていけば、間違いなく処理されたと思うのです。一人一人の児童生徒や医療費助成を受けた人に確認する作業は、そういうことができれば、なくせたかもしれないというふうにも思います。そんなことも含めて、可能性をどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

以上です。

○（池田課長） ただいまの菊池委員からの臨時福祉給付金に対します申請率のご質問でございますが、この88.82%という数字は、対象者数2万5,000人に対する数字であります。

次に、10%以上まだ受け取っていないのではというご質問ですが、この対象者数の2万5,000人という数字は、国から示されました計算方法に基づき算出された推計値となっております。正確な対象者数を把握するのは大変難しく、平成28年1月1日の基準日から亡くなられている方もたくさんいますことから、今回の申請書を発送したのが2万3,676名ですので、この数字から考えますと、大変高い申請率かと認識しております。

○（田口係長） 菊池委員からご質問がありました国民健康保険システムについてでありますけれども、市独自のカスタマイズということではありませんで、標準パッケージシステムの仕様となっております。

また、もう一点、さかのぼりの件についてでありますけれども、追徴に関しましては国民健康保険法の第110条により、徴収権について2年の消滅時効が定められておりますことから、平成27年度分及び平

成28年度分の2カ年度を対象としております。また、還付に関しましては、こちらは厚生労働省の通知によりまして、地方税法第17条の5第4項の減額更正を5年以内とする規定を根拠といたしまして、平成24年度から平成28年度分の5カ年度を対象としておりますことから、データの保存については5年としておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○（佐野課長） 鈴木委員からご質問がございました医療費助成に係る職員の時間外勤務、多忙等による時間外勤務ということでございますが、当該系の職員の時間外勤務の状況といたしましては、平成27年度、平成28年度におきましては月平均40時間から50時間、多いときには70時間程度の時間外勤務をしている状況でございました。

次に、上司を交えた引き継ぎということでございますけれども、委員ご指摘のとおり、業務の人事異動に伴う事務引き継ぎにおきましては、上司を交えてということ本来行うべきことであったかと思えます。引き継ぎにおきましては、係長以上におきましては引き継ぎ書という形で行った後、それぞれ業務を引き継ぐわけですが、担当職員におきましてはそれぞれの業務において、前任者と引き継ぎ者の間で業務の引き継ぎを行うという形をとっております。今後におきましては、上司、係長等を交えた形で業務の引き継ぎを的確に行ってまいりたいと考えております。

次に、今回平成25年度から平成28年度までということで、担当職員はということですが、それ以前からいた職員もおりますし、平成25年度以降に異動してまいりました職員もおりまして、業務の引き継ぎ、事務の分担の変更等によって、当該業務に当たっていた時期がございますが、これらの職員につきましては今回、この春の人事異動によりまして異動した職員もおりますし、それ以前に担当がかわったという職員もおります。

次に、今回の高額療養費の請求遅滞の関係で、1

人当たりの最高額はということのご質問だったかと思えますけれども、まだ現在保険者に確認中のものもございまして、1人当たりの最高の請求額につきましては、現在300万円を超えている方がお一人いらっしゃるという状況であります。

次に、菊池委員からご質問がありました、これら高額療養費の返還金、それから日本スポーツ振興センターからの災害給付金の返還金を受けるに当たった事務の流れの改善ということでありましたが、保険者によっては全国的にこういった状況が行われておまして、全国の医療費助成におきましても、その仕組みといたしましうか、対象者であるとか、そういったことが自治体ごとにさまざまであったりとか、保険者も全てに対応することが難しいという状況もあるかと思えます。さらに、法律等でこの流れが規定されているものでもございませぬので、全ての保険者に対して、この流れを統一していただくということはなかなか難しい状況ではないかと考えておりますことから、市といたしましては今後におきましても、これらの部分につきましては、きちんと個々の状況を把握した中で請求、還付の事務をとり行ってまいりたいと考えております。

また、スポーツ振興センターの災害共済給付金の取り扱いにつきましても、スポーツ振興センターから児童生徒の保護者、ご本人に対して、教育委員会を経由して給付金が支給される形であろうかと思えますけれども、ここにつきましても、直接ご本人に支払われた後、こちらのほうでその対象となるものについて、確認をした上で返還請求を行うという形について引き続き、この形もなかなかちょっとすぐには変更というのは難しいのかなと今考えておりますけれども、引き続き適切な形で取り扱ってまいれるよう努力してまいりたいと思えます。ご理解賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○(菊池委員) 先ほど国保の軽減判定誤りのところで、標準パッケージ仕様とのことですが、これ義

務づけなのでしょうか。それとも北見市が判断すべきことなのでしょうか。そういう意味で、納品と、それによって発生する問題、これの市としてそこに何らかのクレームというか、一般的にはどういうふうにいうのでしょうか、補償というのでしょうか、そういうことが可能な内容にはなっていないのでしょうか。

それから、もう一点、それぞれシステムといたしましうか、この流れを簡単に変えることはできないというふうなことです。医療費助成に関しては、例えば子供の医療費助成は、北見市でいえば、まだ全道的水準からいえば相当おくられている状況の中にあります。これが今の子供問題含めて進めば、もっと件数はふえるのです。障がい者もふえているというお話も聞きますし、そういう点からいけば、もちろん事務を正確にやっていただくのはやむを得ないことです。当然のことなのですから、これからもさらにふえるというふうな認識も含めて、可能であればそういう流れも市としていろいろな形で提案していく必要があるのではないかと思います。その辺、そこは部長からでもお答え願えればと思います。

以上です。

○(鈴木委員) 1人の返還金が300万円を超えるとのお話をいただきました。何で聞いたかということ、市の実施する助成対象者というのがこういう方々でありますから、支払える見込みがあるのかどうか。返還してもらえる見込みがあるかどうかという問題があるのだと思うのです。やはり事の初めというのは、ここに書いてあるように、受給者からの委任状をいただいていたということで、二重構造になっているというのは皆さんも当然ご存じだし、そういう税金が二重に支払われるのではないかと、そういう懸念はされたのだらうと思うのですけれども、委任状をとっていただければ当然に市に入ってくる、要するに本人に入っていないという形になるのでしょうけれども、委任状のとり方、その説明の仕方というのはどういうふうに行われていたの

か。

それから、返還いただかなければならない、これから大変な状況になるわけでありませけれども、分割払いでの対応というお話もいただいていた。これについて、支払いできないからということで不納欠損処分、そういったことにもなり得るのではないのかなという気がするのですけれども、時効はないのかどうか、その辺のところをちょっとお聞きしたいと思います。

○（隅田委員長） 暫時休憩いたします。

午前 11 時 45 分 休 憩

午前 11 時 51 分 再 開

○（隅田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の答弁を求めます。

○（佐野課長） 菊池委員からご質問がございました国保の軽減判定誤りにかかわりまして、システムのパッケージに関して、システム事業者に対する賠償請求というか、そういうお話だったかと思うのですけれども、今回の事案につきましては全国的に発生しているものであり、法令の解釈が誤ったものであるというふうなところでありませけれども、他の自治体等とも情報交換といたしまししょうか、こういったことに関して協議をしている中で、今回の事例につきましては、そういったシステム事業者に対する損害賠償等を求めるということは難しいのではないかというふうなお話を聞いておりませ、本市におきませてもそういった判断をしているところでありませ。

それから次に、鈴木委員からご質問がございました1件当たりの、1人当たりの金額によって支払える見込みがあるのだろうかというふうなお話だったかと思ひませけれども、市といたしましは、現在対象の方々を戸別に訪問いたしましは、このたびの事態についてきちんとした形でご説明を申し上げ、おわびをして、返還についてご理解をいただけるよ

う最善を尽くしてまいりたいと考えております。また、その返還に当たりませても、分割による支払い等もいろいろとご相談させていただきながら、誠意を持ってお話をしてまいりたいと思ひしております。

また、時効の関係でございませけれども、この助成金の返還金につきましては地方自治法の規定が適用されませ、受給者への請求の消滅時効というのは5年というふうに解釈しております。こういった時効期間がございませけれども、繰り返しになりませ、市といたしましは今後、対象の方々にきちんと説明を行いながら、ご理解をいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございませ。

○（大栄部長） 菊池委員から事務の流れについて等のご意見いただきました。事務の流れについては、今回のことがあるように、医療費助成については複雑、煩雑化しております。それを再度見直しをして、事務が滞りないよう進めてまいりたいと考えております。また、今後の医療費助成のあり方についても、いろいろなほかの自治体等とも話をしながら、どういう形で体制を整えていくのか、整えていけるのか等を考えながら、今回の事案が起きないような体制を組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひませ。

以上です。

○（菊池委員） 国民健康保険の軽減判定の問題ですけれども、全国的に訴訟のような動きはないと思ひませ。それはなぜかという、5年間という、そういう規定があつて、この期間に関しては市として還付したり追徴したりする権限があるからですね。これはできると。だから、その法律に守られている範囲では、パッケージ業者に補償を求める内容は無いのです。ですけれども、実際にはこのパッケージを使い始めた時期というのがある、そこからずつとさかのぼれば、もちろん還付を求められるような条件の方はその時点から間違われているわけです。そこから損失が発生しているわけです。そういうふ

うに考えれば、パッケージ業者さんの責任というのは決してないとは言えないのではないかと私は思うのです。ですから、そういう論立ての可能性があれば、私は使用した時期からの、資料はないというか、廃棄する規定になっているといえますか、そんなふうにも言われましたけれども、全体を考えて、可能性をちょっと追求してもらいたいと思いますので、これは意見でありますけれども、できるのではないかと私は思います。

以上です。

○（鈴木委員） 返還に当たっての対応のとり方について、伝わってくるものが何にもないというのは何か不思議な感じがするのですけれども、月40時間から50時間の時間外手当を支払っていた、これに対しての、要するに上司の、何で時間外を請求するのかという仕事の内容も、やはりここにも追及できなかったと。この時間外手当がまず無駄だと。それから、5年で時効になってしまう。これで不納欠損になれば、当然その税金も無駄になります。そして、この職員を責めるわけではありませんから、やはり職員を使いこなせなかったという、そういう無駄もあります。これは言っては悪いですが、直属の上司の職務怠慢だと私は言わざるを得ないと考えています。

部長にこれお聞きしたいのですけれども、業務多忙、人が足りないですか。それとも、この上司と働いていたその職員だけの問題なのか。それとも、人員不足しているのか、ちょっとその辺のところを教えてください。

○（大栄部長） 鈴木委員からきついお言葉をいただきました。ありがとうございます。

職員時間外の無駄等、話がありましたけれども、医療費助成業務においては、この部分だけでなく、給付という大きな仕事を抱えている関係上、どうしても時間外がふえてしまったと。その中で、一部この部分が怠ってしまったという事実があります。また、報告を聞いてから部内ですぐに、国保医療課

に対しては人員が足りないだろうということで、課内で検討するよう指示をして、また保健福祉部内、福祉行政ちょっと大きくなってきていますので、国保医療課も含めて、各担当課長には、いま一度事務を精査するよう指示を出しております。また、このことについては総務部とも相談しながら、全庁的に職員の資質向上に向けてまいりたいと考えております。ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○（隅田委員長） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（隅田委員長） なければ、以上で保健福祉部からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午前 11時59分 休憩

午後 0時00分 再開

○（隅田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、子ども未来部からの報告を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○（滝沢部長） それでは、子ども未来部が所管いたします報告事項の概要につきましてご説明をさせていただきます。

保育課が所管いたします指定管理者の指定の更新についてであります。錦水保育所につきましては平成29年3月末をもって指定管理期間の満了を迎えますことから、指定管理者の更新に向けた選定などの事務手続についてご報告をさせていただきます。

私からは以上であります。詳細につきましては担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○（苅込課長） それでは、私から指定管理者の指定の更新につきまして、委員会資料に基づきご説明させていただきます。

資料1ページをごらんください。本年度末をもち

まして指定管理者の指定期間が終了いたします施設につきまして、資料に記載の指定の方針、日程などに基づき、更新に向けた事務手続を行うものでございます。

初めに、(1)の指定管理者の指定の方針についてでございますが、指定管理者の募集は原則公募とし、更新に係る手続は、公募、選定などを行い、本年12月議会に指定議案を提出する予定でございます。なお、指定管理者の公募、選定、指定及び通知に係る所定の手続につきましては、全庁的に統一して実施するものでございます。

次に、(2)の指定管理者の更新についてでございますが、市全体で135施設中24施設が本年度更新を迎えることとなります。このうち保育課が所管する施設は、常呂自治区のへき地保育所1施設が対象となりますが、施設の名称などにつきましては資料下段、(3)の指定管理者を更新する施設一覧に記載のとおりでございます。

指定期間につきましては、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とし、募集方法については非公募としております。指定管理者の募集は、先ほどご説明させていただきましたとおり原則公募でございますが、更新の対象となるへき地保育所の施設運営には豊富な経験と実績、専門性が求められ、さらに保育に当たっては継続性ととも、職員と園児並びに保護者との安定した信頼関係が不可欠であり、地域が一体となり保育所運営に当たっておりますことから、現在の指定管理者である保育所運営委員会を非公募により選定を予定するものでございます。

指定管理者の公募から指定までのスケジュールにつきましては、資料中段の表に記載のとおりでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○(隅田委員長) 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○(隅田委員長) なければ、以上で子ども未来部からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午後 0時03分 休憩

午後 0時04分 再開

○(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、地域医療対策室からの報告2件を議題いたします。

理事者の説明を求めます。

○(清水室長) お疲れさまでございます。本日は、地域医療対策室より2点についてご説明をさせていただきます。

まず、1点目の北見市休日夜間急病センター外科系診療の実施状況についてであります。昨年11月に当委員会に1次救急体制についてご報告をさせていただきました。その後、12月には夜間急病センター条例の一部を改正させていただき、急病センターにおいて日曜、祝日等の昼間に外科系の診療を行うべく準備を進め、4月より実施させていただいておりますが、その実施状況についてご報告をさせていただきます。

2点目の北見市医師修学資金貸付の状況についてであります。このことにつきましては地方における医師不足など、地域における医療体制の確保が困難になることが危惧され、高齢化が進む中、在宅医療や医療介護連携の中心的な役割を担い、地域医療の根幹を支える勤務医等の確保対策が急務になっていることから、医師の養成を図り、もって地域の安定的な医療体制の充実に資することを目的として、大学の医学課程に在学する学生等を対象に、返還免除規定を設けた北見市医師修学資金貸付条例を本年第1回定例会において制定させていただきました。この4月から募集を開始し、その結果等についてご報告をさせていただきます。

詳細につきましては、主幹よりご説明させていた

だきますので、よろしくお願ひいたします。

○(山下主幹) それでは、北見市休日夜間急病センター外科系診療の実施状況につきまして、委員会資料に基づき補足説明をさせていただきます。

資料1ページをごらんください。本年4月からの日曜、祝日等昼間における外科系1次救急患者の診療につきましては、北見医師会や外科系医療機関の先生方と診療体制について協議を重ね、各医療機関の状況等を考慮し、北見市休日夜間急病センターで実施するほか、診療日の一部については市内外科系医療機関で実施しております。なお、急病センターで診療に当たる医師につきましては、市が独自に任用する非常勤医師のほか、市内開業医や病院勤務医のご協力を得て、外科系1次救急医療体制を確保しているところであります。

(1)平成29年度の診療体制についてであります。診療日数は日曜日、祝日及び年末年始を合わせまして71日を予定しており、内訳としましては休日夜間急病センターで41日、市内外科系医療機関で30日の診療を実施する予定であります。なお、診療時間につきましては、従前の日曜祝日当番医と同様、午前9時から午後5時までとしております。

(2)診療実績についてであります。診療日別患者数では、4月2日から6月18日までの期間において、休日夜間急病センターでは5月21日の21人を最高に10回の診療を行い、市内外科系医療機関ではゴールデンウィーク期間中の5月4日の34人を最高に6回の診療を行ったところであります。

なお、資料にはありませんが、休日夜間急病センターでの疾患別内訳としましては、骨折や捻挫など整形外科の患者が65.9%、切創や挫創などの外科の患者が11.9%となっております。

、1日平均患者数につきましては、休日夜間急病センターが12.6人、市内外科系医療機関が22.8人で、全体では16.4人となったところであります。

なお、参考として、夜間の1日平均患者数を載せておりますが、本年度は5月末現在で11.0人とな

っております。

次に、委員会資料2ページをごらんください。2、北見市医師修学資金貸付の状況についてであります。本年4月から募集を開始した北見市医師修学資金貸付事業につきましては、将来医師として市内で医療機関に勤務または開業しようとする者に対し、修学または研修に必要な資金を貸し付けることにより、医師の養成及び確保を図ることを目的としており、同貸付条例の規定に基づき、本年度の募集を行い、貸し付けの決定を行ったところであります。

(1)募集内容につきまして、募集期間は平成29年4月3日から5月1日までとし、国内の医育大学に対し募集要項を送付するほか、道内3医育大学に対しましては学生支援担当部署へ個別訪問し、制度概要の説明並びに在学生への周知を依頼するなど、本事業の周知に努めたところであります。募集人数は2名で、選考方法は申請書類、小論文により選考委員会で選考、応募資格は大学生修学資金が大学の医学課程に在学する方、研修資金が初期臨床研修を受けている方としております。貸付金額及び期間は、大学生修学資金が月額15万円以内で6年以内、研修資金が月額15万円以内で2年以内、貸付利子は無利子としており、それぞれ返還免除規定を設け、新規募集を行ったところであります。

(2)募集結果につきまして、今回の募集期間中、本事業に関する問い合わせを複数いただいたところであります。大学生修学資金貸し付けについて、北見市出身の道内医育大学在学生1名より応募があり、過日選考委員会を置いて選考を行い、貸し付け決定を行ったところであります。

なお、今後におきましては、本年度の募集枠に達するまで、随時募集を行うこととし、ホームページへの掲載など、本事業の周知に努めてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○(隅田委員長) 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（隅田委員長） なければ、以上で地域医療対策室からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午後 0時11分 休憩

午後 0時12分 再開

○（隅田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、常呂総合支所及び留辺蘂総合支所からの報告を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○（小笠原支所長） それでは、指定管理者の指定の更新につきましてご説明をさせていただきます。

今回の更新は、北見市全体で24施設が対象となっておりますが、常呂自治区にございます4カ所の集会施設と留辺蘂自治区の集会施設2カ所、福祉施設1カ所の計7カ所について、平成30年3月31日をもって3年間の指定管理期間が終了しますことから、今後の更新の手續等についてご報告をさせていただくものでございます。

詳細につきましては、一括して常呂総合支所市民環境課長からご説明させていただきます。よろしくお願いたします。

○（川村課長） それでは、指定管理者の指定の更新について、委員会資料に基づきご説明させていただきます。

常呂自治区並びに留辺蘂自治区にあります集会施設及び福祉施設につきましては、平成17年4月より順次指定管理者制度を導入し、施設の管理・運営を指定管理者にて行ってまいりましたが、平成27年4月に更新しました施設が来年3月31日をもって指定期間が終了しますことから、資料に記載の指定方針、日程などに基づき、更新に向けた手續を行うものでございます。

それでは、資料1ページをごらんください。（1）の指定管理者の指定の方針では、指定管理者の募集

は原則公募ですが、小規模施設や地域に密着しているなど、市民参画、市民協働の視点から地域団体等による施設管理が適当であると認められる施設などでは、非公募とすることができる。指定管理者の手續は、公募、選定を行い、本年12月議会にて指定議案を提出する。指定管理者の公募、選定、指定及び通知などの所定の手續は、全庁的に統一して実施するものでございます。

次に、（2）の指定管理者の更新につきまして、常呂自治区、留辺蘂自治区では7施設が更新を迎えることとなります。

指定期間は、平成30年4月1日から平成34年3月31日までの4年間で予定するものであります。北見市公の施設に係る指定管理者の指定に関する事務処理要綱では原則5年となっておりますが、昨年は端野総合支所の8施設と常呂総合支所の2施設、今回は常呂総合支所の4施設と留辺蘂総合支所の3施設ということで、2カ年にわたって同類施設の更新手續を行っている状況にありますことから、今後3総合支所で効率的に更新手續が行われるよう、今回の更新に係る指定期間については4年間とするものであります。

指定管理者の公募から指定までのスケジュールは、今回更新となります24施設について、全庁的に統一して実施するもので、内容は下段の表に記載のとおりでございます。

次に、委員会資料2ページをお開きください。（3）の指定管理者を更新する施設一覧でございますが、には常呂総合支所市民環境課が所管します4施設を記載してございます。下段のには、留辺蘂総合支所市民環境課、保健福祉課が所管します3施設を記載してございます。

指定管理者の募集は、先ほど説明させていただきましたとおり原則公募でございますが、このうち常呂総合支所所管の4施設につきましては、いずれも住民センターであり、地域に密着した施設として、市民参画、市民協働の視点から地域団体等による施

設管理が適当であると認められる施設でありますことから、現受託団体である町内会を非公募により選定を予定するものでございます。

また、留辺蘂総合支所所管の3番、北見市はあとふるプラザにつきましては、対応の継続性が特に必要な福祉施設等であることから、指定手続の特例により、これまでどおり、現受託団体を非公募により選定を予定するものでございます。

なお、留辺蘂総合支所所管の1番及び2番の2施設につきましては、現在民間企業に指定管理しているものでございますが、期間の終了に伴い、新たに公募するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○(隅田委員長) 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

○(菊池委員) ちょっと参考に聞きたいと思いません。

常呂総合支所所管の4施設について、年間利用件数は何件か、それぞれお願いします。

○(川村課長) 年間の利用件数でございます。まず、上からいきます。富丘地区高齢者コミュニティセンターでございますが、平成28年度の数字でございますが、年間の利用人数は2,792名になってございます。続きまして、北見市日吉会館が610名、北見市常呂町西町生活改善センターが705名、北見市豊川地域農村環境改善センターが2,017名となっております。

以上でございます。

○(菊池委員) 人数はわかるのですが、イベント数と言ったらいいのか、100人が利用しても1件ですね。利用件数でちょっとお願いできますか。

○(川村課長) それでは、富丘地区高齢者コミュニティセンターでございます。件数につきましては、平成28年度は95件となっております。続きまして、北見市日吉会館が43件、北見市常呂町西町生活改善センターが30件、北見市豊川地域農村環境改善センターが91件ということで、主に老人クラブの月例会

ですとか、町内会の集会という形で利用されてございます。

以上でございます。

○(菊池委員) 指定管理者を民間にお願いしているのが留辺蘂の2件ということで、利用件数が非常に多いところだったと記憶していますが、ほかの常呂総合支所所管の関係は、監査の意見もありましたけれども、やはり地域でのこういう事業を支える力と言ったらあれですけども、今の件数、いわゆる事務処理件数に管理体制としては特別問題ないというふうな判断で、公募の有無のところをなしとしていると思うのですが、その辺の認識をお願いします。

○(川村課長) 常呂の住民センターにつきましては、町内会という形で実施してございます。この辺の事務手続、通常の事務関係につきましては、私ども役所の人間が全般的にかかわる中でやってございますので、当然通常の事務はやっていただくのですが、お互いに連携を保ちながら、トラブルのないように努めているところでございます。

以上でございます。

○(菊池委員) 指定管理でなければ今の答弁でいいのですが、どうなのでしょう。指定管理という制度に乗ったときに、北見市として問題が起こらないような対応していますというのは、そういう補佐をしますということを前提に指定管理を求めているのかということになるのですが、どうなのでしょう。今の答弁の仕方というのは、それで当たり前と言ったら当たり前なのか、いや、指定管理なのだから、基本的にはこういうことをやってくださいよ、事務処理も間違いないようにやってくださいよというのが基本なのかなと思っておりますので、今の答弁だと、いや、問題が発生すれば私たちがやるのですから、問題は起きませんというふうにも聞こえなくもないのです。どうでしょうか。

○(小笠原支所長) ただいま菊池委員から非常に適切なご指導といたしますか、お話をいただきました。

私ども住民センターにつきましては、基本的に使っていただくのは地域の住民の方が主体ということで、できるだけ使いやすい形の中で使っていただくと。ただし、指定管理という制度で動いておりますから、経理の部分ですとか事務手続の部分はきちんとしてくださいねと。それは、今担当課長からご相談しながらという話をしておりますけれども、一応指導しながら進めているという状況でございます。ただ、今回一般質問等もございました。指定管理というものの中で、受けていただく方が地域の町内会という部分と、それから一般企業の方ということで、全く同じ書類を出す、全く同じ制度のものを求められるのも、正直申し上げると、ちょっとつらいのではないかなという認識は持っております。その辺の部分につきましては、総務部と今後いろいろ検討しまして、何とかいい制度にしていきたいと、使いやすい施設にしていきたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○（菊池委員） 今総合支所長からそういう答弁をいただきましたけれども、最初の指定の方針についてという中に、市民参画、市民協働の視点から地域団体による施設管理が適当であると認められる。これは、私は間違っていないと思うのです。地域にあるものを自分たちで管理しながらやっていこうではないか。ただ、そのときに、今言ったように、民間に求めたときにはこうだと、こういう地域のところに求めると、そこは役所がお手伝いしますよと。もしかしたらですよ。そういうふうになるのであれば、直営だっていいのではないかとということにもなるのです。何のための指定管理かという、そういうような視点が、今地域でもいろいろ課題になっている部分がありますので、そのことも踏まえながら対応していただければと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○（隅田委員長） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（隅田委員長） なければ、以上で常呂総合支所

及び留辺蘂総合支所からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午後 0時26分 休憩

午後 0時27分 再開

○（隅田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第1回定例会におきまして当委員会に付託されておりました陳情第1号について、正副委員長において委員会報告の文案を作成しておりますので、これより事務局に朗読いたさせます。

○（古谷係長） ただいまから、さきの第1回定例会におきまして、私ども福祉民生常任委員会に付託されました陳情第1号下水道汚泥・生ごみ等の自治体アミノ酸堆肥化等に関する陳情の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

本陳情は、北海道農家消費者連盟から提出されたもので、陳情の趣旨としては、家庭用生ごみ等の資源化を図るため、アミノ酸堆肥化事業の導入に向けた関係機関による検討、予算措置を求めるものであります。

委員会は4月28日及び5月26日の2日間で審査を行い、4月28日にはまず陳情提出者を参考人として招致するかどうかについて意見交換を行ったところでありましたが、委員からは調査研究を進めた上で状況に応じて招致の可否を決することが望ましく、現段階においては不要であるなどの意見が出され、これらを踏まえ、委員会として参考人招致を行わないとすることを決定したところであります。

続いて、本陳情の審査に当たり、関係理事者出席のもと、当市の生ごみ及び下水道汚泥処理の現状にかかわる資料について説明を求め、質疑を行ったところでありましたが、委員からホタテのウロの処理はどのように行われているのか。燃やすごみのうち、生ごみの排出量について。留辺蘂町花園堆肥センターで処理している下水道汚泥等に関し、回収、運搬方法について。燃やすごみに生ごみが含まれること

で焼却炉の温度が低下するのではないかと思うが、そのことにより燃料を追加し、燃料費の増嵩を招いているのではないか。家庭において生ごみ処理機及びコンポストなどを利用し、処理している生ごみの量は年間どのくらいか。北見自治区における下水道汚泥を利用した堆肥の品質向上への取り組み状況について等の質疑があったのに対し、理事者からは、ホタテのウロについては北見市、佐呂間町、湧別町の事業者が共同で民間のリサイクル事業所と契約し、佐呂間町の施設で堆肥化処理している。燃やすごみの排出量は、生ごみを含め年間約3万トンであり、そのうち生ごみは約3,000トンである。留辺蘂自治区における生ごみ等の回収、運搬方法については、燃えるごみと生ごみを分別しており、生ごみは週2回収集し、花園堆肥センターへ持ち込んでいる。生ごみを燃やすごみに含めて焼却することによる燃料費への影響はない。家庭の生ごみ処理機等で処理している生ごみの量は年間約24トンである等の答弁があったところであります。

なお、下水道汚泥を利用した堆肥の品質向上への取り組みについては、次回までに所管部局に確認することとしたところであります。

続く5月26日の委員会は、委員のみの出席で開催し、初めに前回の委員会において確認することとした北見自治区における下水道汚泥を利用した堆肥の品質向上への取り組み状況について、所管の上下水道局では堆肥を利用している農家からの意見をいただきながら、副資材や堆肥の保管方法等を工夫し、品質向上に努めていることを委員長からの報告により確認したところであります。

また、前回の審査を受けて、当市における下水道汚泥・生ごみ処理の現状、下水道汚泥処理に係り、堆肥化処理をした場合と産業廃棄物として処理した場合に係る経費を比較検討したものの、アミノ酸液肥の製造過程等工程図を参考資料として配付し、委員長から説明したところです。

引き続き本陳情の取り扱いについて、委員会で意

見の交換を行ったところでありますが、委員からは、アミノ酸堆肥化事業導入に向けた予算措置については農業団体などからの要望があったときに初めて予算措置を検討すべき。道内の他の市町村においても自治体を実施している事例はなく、民間企業等が実施しているものであり、予算化の必要はないと考える。堆肥の安全性や品質管理の方法など、さまざまな要素が整ってから事業の予算化を検討すべき。委員会として、アミノ酸堆肥の製造の仕組みについて、さらに知識を深める必要があり、その上で判断すべき等の意見が交わされたところであります。

委員会はこれら意見交換の後、採決を行った結果、本陳情については全会一致で不採択とすべきものと決した次第であります。

以上、当委員会における審査の経過と結果を申し上げ、福祉民生常任委員会の報告を終わります。

○(隅田委員長) ただいま朗読いたしました文案についてご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(隅田委員長) それでは、朗読のとおり29日の本会議において報告することといたします。

以上で本日の委員会を終了いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後 0時33分 閉 議
